

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年6月8日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県企業子宝率調査及びリーフレット作成業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成30年11月19日（月）まで

(4) 入札方法

入札は、紙面による入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約申込金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載し、かつ書きで契約申込金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）を併記すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が各種調査委託の市場等調査又は統計調査に登録されている者で、かつ情報処理サービスのデータ処理に登録されている者であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

(5) 本件公告の日から過去5年以内に、本件と同程度の調査実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課

4 入札手続等

(1) 入札・業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課子育て王国推進担当

電話 0857-26-7868

電子メール kosodate@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

平成30年6月8日（金）から同年6月14日（木）までの間にインターネットのホームページから入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

※ホームページURL <http://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate/>

ア 交付期間及び交付時間

平成30年6月8日（金）から同年6月14日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵送等による入札の可否

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札日時

平成30年6月27日(水) 午前10時入札 即時開札

イ 場所

福祉保健部・会計管理者会議室(鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成30年6月18日(月)正午までに、郵送(必着)又は持参により4(1)の問い合わせ先に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。